

○農村公園フルーツパークにき設置条例

平成17年11月28日条例第31号

改正

平成20年12月19日条例第36号

平成26年3月18日条例第1号

平成31年3月19日条例第8号

農村公園フルーツパークにき設置条例

農村公園フルーツパークにき設置条例（平成13年仁木町条例第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 農村地域がもつ自然環境と農業生産活動を活かしながら、果樹生産技術の向上、情報交換、人的交流活動の推進、学習、農業体験の場を提供するため、農村公園フルーツパークにき（以下「公園施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公園施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
農村公園フルーツパークにき	仁木町東町10丁目66番地、東町16丁目121番地

（職員）

第3条 公園施設に、所長その他必要な職員を置くことができる。

（供用期間及び開場時間）

第4条 公園施設（有料施設を除く。）の供用期間及び開場時間は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開場することができる。

- （1） 供用期間 4月20日～10月31日まで
- （2） 開場時間 午前9時00分から日没まで

（行為の制限）

第5条 公園施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- （1） 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をすること。
- （2） 業として写真又は映画を撮影すること。
- （3） 興行を行うこと。
- （4） 競技会、集会、展示会、その他これに類する催しを行うこと。

- (5) 文書、図書、その他印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 公園に仮設工作物その他特別な設備を設置し使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、目的、期間、場所又は公園施設内行為の内容を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者で、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した変更申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。
- 5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

(行為の禁止)

第6条 公園施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立木を伐採し、又は植物若しくは土石を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) ごみ、その他の汚物を捨てること。
- (6) 貼り紙、貼り札、広告を表示すること。
- (7) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (9) 公園施設をその用途以外に使用すること。
- (10) 前各号のほか、公園施設の使用及び管理に支障のある行為をすること。

(使用の禁止又は制限)

第7条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、公園施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) でい酔者
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- (5) 公園施設を破損若しくは汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (6) 公園施設に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。
- (7) 公園施設の破損その他の事由により使用が危険であると認められるとき。
- (8) 各号以外の場合において公園施設の管理上必要がある場合。

(有料施設)

第8条 有料施設は、別表第1のとおりとする。

- 2 有料施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。
- 3 有料施設の供用期間及び開場時間は、別表第2のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開場し若しくは閉場することができる。
- 4 有料施設を使用しようとする者は、別表第3に定める有料施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、町長が特に認めた時は、後納することができる。

(使用料の減免)

第9条 町長は、公用又は公益上特に必要と認めるときは、前条に定める使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、止むを得ない事由により施設の使用を中止した場合に、町長が還付することを相当と認めた場合は、既納使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状の回復)

第11条 使用者は公園の使用が終わったときは、直ちに使用場所を原状に復し返還しなければならない。

- 2 使用者は、故意又は過失により、公園施設若しくは備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを免除し、又は減額することができる。

(管理の代行)

第12条 町長は、公園施設の管理について必要があると認めるときは、（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。））に行わせることができる。

(利用料金)

第13条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に、公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表第3及び別表第4の定めによる使用料金の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

4 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用料金の免除等）

第14条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の還付）

第15条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

（目的の達成）

第16条 指定管理者は、町長の承認を得て飲食物の提供、仁木町特産品の宣伝および販売その他、公園施設の設置目的を効果的に達成するため、必要な事業を行うことができる。

（適用除外）

第17条 第8条第4項、第9条及び第10条の規定は、第13条の規定により、指定管理者の収入として収受させる場合は適用しない。

（指定管理者が行う業務）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）公園施設及び付属設備等の維持管理に関すること。
- （2）公園施設及び付属設備等の利用許可及び利用調整に関すること。
- （3）町長の承認を得て、第4条に定める供用期間若しくは開場時間を変更すること。
- （4）町長の承認を得て、利用料金を変更し、減免すること。
- （5）利用料金の徴収に関すること。
- （6）公園施設及び付属設備等の維持及び修繕に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公園施設の運営に関して町長が必要と認めること。

2 第12条の規定により指定管理者に行わせる場合にあつては、第4条、第5条、第7条、第8条第2項及び第3項の規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定に従い施設の管理を行わなければならない。

(調査、報告、指示)

第20条 町長は、公園施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は指示をすることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第36号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第8号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第8条第1項関係）

有料施設

名称	所在
農村公園フルーツパークにき 加工実習室	東町16丁目121番地

農村公園フルーツパークにき 調理実習室	同上
農村公園フルーツパークにき 会議室	同上
農村公園フルーツパークにき 研修室(1)	同上
農村公園フルーツパークにき 研修室(2)	同上
農村公園フルーツパークにき 地域農産物販売促進室	同上
農村公園フルーツパークにき プロムナードマーケット	同上
農村公園フルーツパークにき 簡易宿泊施設	同上

別表第2 (第8条第3項関係)

有料施設の供用期間及び開場時間

名称	供用期間	開場時間
農村公園フルーツパークにき 加工実習室	4月20日から10月31日まで	午前9時00分から午後10時00分ま で
農村公園フルーツパークにき 調理実習室	4月20日から10月31日まで	午前9時00分から午後10時00分ま で
農村公園フルーツパークにき 会議室	4月20日から10月31日まで	午前9時00分から午後10時00分ま で
農村公園フルーツパークにき 研修室(1)	4月20日から10月31日まで	午前9時00分から午後10時00分ま で
農村公園フルーツパークにき 研修室(2)	4月20日から10月31日まで	午前9時00分から午後10時00分ま で
農村公園フルーツパークにき 地域農産物販売促進室	4月20日から10月31日まで	午前9時00分から午後10時00分ま で

農村公園フルーツパークにき プロムナードマーケット	4月20日から10月31日まで	午前9時00分から日没まで
農村公園フルーツパークにき 簡易宿泊施設	4月20日から10月31日まで	午後3時00分から翌日午前11時00分まで

別表第3（第8条第4項、第13条関係）

有料施設の使用料金

名称	単位（時間区分）			摘要
	9時～13時	13時～17時	17時～22時	
農村公園フルーツパークにき 加工実習室（定員35名）	410円	410円	510円	
農村公園フルーツパークにき 調理実習室（定員20名）	300円	300円	410円	
農村公園フルーツパークにき 会議室（定員25名）	410円	410円	510円	
農村公園フルーツパークにき 研修室（1）（定員110名）	1,250円	1,250円	1,560円	
農村公園フルーツパークにき 研修室（2）（定員70名）	830円	830円	1,030円	
農村公園フルーツパークにき 地域農産物販売促進室	830円	830円	1,030円	
農村公園フルーツパークにき プロムナードマーケット（1区画 3m×3m）	510円 単位は、1日とする。			1区画
農村公園フルーツパークにき 簡易宿泊施設	15,700円 単位は、午後3時から翌日午前11時までとする。			1棟

（備考）

- 1 準備及び後始末に要する時間は、使用時間に含める。
- 2 時間区分を超えて使用する場合の使用料は、単位毎の合算額を徴する。

3 加工実習室及び調理実習室での光熱水費は、実費相当額を徴する。

別表第4

第5条第1項各号に掲げる行為をして使用する者の納付すべき使用料金

名称	単位（時間区分）		
	9時～13時	13時～17時	17時～22時
農村公園フルーツパークにき 加工実習室（定員35名）	620円	620円	780円
農村公園フルーツパークにき 調理実習室（定員20名）	460円	460円	620円
農村公園フルーツパークにき 会議室（定員25名）	620円	620円	780円
農村公園フルーツパークにき 研修室（1）（定員110名）	1,880円	1,880円	2,350円
農村公園フルーツパークにき 研修室（2）（定員70名）	1,250円	1,250円	1,560円
農村公園フルーツパークにき 地域農産物販売促進室	1,250円	1,250円	1,560円
農村公園フルーツパークにき 建物施設	620円（午前9時から午後10時まで） 単位は、1㎡当たり1日とする。		
農村公園フルーツパークにき 屋外施設	120円（午前9時から日没まで） 単位は、1㎡当たり1日とする。		

（備考）

- 1 準備及び後始末に要する時間は、使用時間に含める。
- 2 時間区分を超えて使用する場合は、単位毎の合算額を徴する。
- 3 1㎡未満の端数がある場合は、その端数は1㎡とする。
- 4 光熱水費は、使用実態に応じて実費相当額を徴する。
- 5 当該日が土曜日又は日曜日若しくは祝日に当たるときの使用料は200%とする。